

第47期定時株主総会継続会開催ご通知に際しての インターネット開示事項

- ・ 事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ・ 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結計算書類の連結注記表
- ・ 計算書類の株主資本等変動計算書
- ・ 計算書類の個別注記表

「事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「連結計算書類の連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「計算書類の株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めにより、当社ウェブサイト（アドレス<https://www.sophia.com>）に掲載することにより株主の皆様へご提供しております。

株式会社ソフィアホールディングス

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び整備・運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 業務の適正を確保するための体制

当社は企業理念において「ソフィアグループは、たえずお客様のニーズを先取りし、先進的なITサービスによる新しい価値の創造を通して、社会貢献する事を目指します。」と定め、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とすること、また、その精神を代表取締役が繰り返し役職員に伝えることによって、法令遵守があらゆる企業活動の前提となることを徹底することとしており、内部監査室は、各部門の業務が法令及び定款並びに社内規程に適合して行われていることを監査において確認するものとしております。

また、上記企業理念の他、当社の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用に関する基本的な考え方として、「経営の透明性が求められるなかにあって、経営環境の変化に迅速かつ適切に対応できる組織体制でありながら、同時にリスク管理及び牽制の働く組織体制を構築し、維持することを目指す」と定めております。

- a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i 取締役及び使用人に対して、当社グループの一員として必要な知識及び倫理観の醸成を図るべく、コンプライアンス教育を実施しております。
 - ii コンプライアンス違反行為等について、取締役及び使用人が相談・通報を行える内部通報制度を整備しております。
 - iii 内部通報制度の利用者は、その利用においていかなる不利益も受けないものとしております。
 - iv 社会的秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、一切の関わりを持たないものとしております。
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - i 法令及び文書管理規程に従い、当社取締役会の記録及びその他決裁書等、当社取締役の職務執行に係る重要な情報を適切に保存しかつ管理しております。
 - ii 当社取締役の職務執行に必要な文書等については、取締役及び監査役が常時閲覧できるものとしております。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議において十分な審議を行うほか、特に重要なもの

については取締役会において報告しております。

- ii グループ会社において重大なリスクが顕在化したときには対策本部を設置し、被害を最小限に抑制するための適切な措置を講じております。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i 当社取締役会は、法令及び取締役会規程で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。
 - ii 取締役会は、原則として3ヶ月以内に1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し機動的な意思決定を行っております。
 - iii 当社は、迅速で効率性の高い企業経営を実現するために執行役員制度を導入しております。
- e 財務報告の信頼性・適正性を確保するための体制
- i 財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき評価等を行っております。
 - ii 当社及びグループ会社は、業務の執行にあたり職務分離による牽制等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めております。
- f グループ会社における業務の適正を確保するための体制
- i 当社は、グループ会社における経営の健全性及び効率性の向上を図るため、取締役及び監査役をグループ会社に必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を設け、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け協議しております。
 - ii 監査役は、往査を含め子会社の監査を行うとともに、グループ会社における業務の適正の確保のため、監査に関して子会社の監査役と意見交換等を行い、連携を図っております。
 - iii 当社の内部監査室は、グループ会社の監査を実施し、子会社等が当社に準拠して構築する内部統制及びその適正な運用状況について監督しております。
- g 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- i 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役は監査役職務補助使用人を配置するものとしております。

- h 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - i 当該使用人は、監査役職務補助者業務を遂行するにあたり取締役の命令を受けないものとし、その任免、専任・兼任の別、異動、人事考課、懲戒に関しては、事前に監査役会の同意を要することとし、当該使用人の独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性を確保しております。
 - i 取締役及び使用人の監査役への報告に関する体制
 - i 取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に与える重要な事項について監査役に適宜報告するものとしております。
 - ii 監査役は、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとしております。
 - j その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - i 監査役は、重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に関わる重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとしております。
 - ii 監査役は、監査役会規則及び監査役監査基準書に基づき監査の実効性を確保するとともに、代表取締役と定期的な会合を持ち、会計監査人及び内部監査人と緊密な連携を図りながら監査業務の達成を図るものとしております。
- k 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - i 監査役に対しての報告、又は監査役監査に対して対応・協力した者が、当該報告又は対応・協力を行ったことを理由として不利な取扱いを禁止するとともに、子会社においてもその徹底を図るものとしております。
- l 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に関わる方針に関する事項
 - i 監査役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、当社はこれを拒むことはできないものとしております。

②業務の適正を確保するための体制の運営状況の概要

当事業年度における運用状況の概要は次のとおりです。

(イ) リスク管理体制の状況

当社は、リスク管理体制の構築やコンプライアンス実現のために会社組織や業務に係る各種社内規程を整備し、その適正な運用を行っております。

また、グループ役員会を毎月1回開催し、または必要に応じて臨時開催して、当社の業務執行におけるリスク評価、分析、対策等、広範なリスク管理に関して協議を行い、具体的な対応を検討しております。

なお、不正行為等の未然防止策として「公益通報に関わる内部規程」に基づく内部通報制度を設け、相互牽制を図る仕組みを構築しているほか、重要な法的判断が必要な案件については、速やかに顧問弁護士により助言を受ける体制を整えております。

(ロ) 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査については、代表取締役直轄の組織として内部監査室（1名）を設置しております。内部監査規程に基づいた業務監査を行い、代表取締役への報告を行うほか、社内外に設置された内部通報受付窓口と連携する体制を整えております。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を行うなどの方法により監査を行っております。また、監査役は、会計監査人から監査状況について監査結果の報告会で説明を受けるほか、必要に応じて会計監査人と情報の交換をしております。

(ハ) 社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名となっております。

当社では、社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準として、当社グループの出身ではないこと、当社と人的関係及び資本的關係又は取引関係その他の利害関係がないこととしております。

当社は、社外取締役を選任することで取締役会において内部の事情に捉われない忌憚のない意見の得られる場を確保するとともに、取締役会以外の場においても、随時経営の状況や経営方針について意見交換の場を設けるなど、経営陣の監督機能を強化する体制を構築しております。

社外監査役2名は、当社グループ会社の出身ではなく、当社と人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役は、当社の業務執行者から独立した立場で、違法性の観点から監査を行っております。また、監査役会に出席することにより、監査役間の情報交換を行い、必要に応じて内部監査室その他各部門からの報告を受けることで、会計

監査に関する情報及び内部統制システム等の状況に関する情報を把握しております。

コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、上記のような体制を構築することで、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制を整えております。

③財務報告の信頼性・適正性を確保するための体制の状況

当社は、連結子会社であるソフィアデジタル株式会社（以下「SDI」という。）の役員が2022年6月8日に組織犯罪処罰法違反（組織的詐欺）の疑いで逮捕されたことを契機として、事実関係を調査し、連結財務諸表への影響等を検討するため、外部の有識者より構成された独立調査委員会（以下「本委員会」という。）を設置しました。本委員から提出された答申書を踏まえて、当社は過年度の決算数値の修正は行いませんでしたが、過年度の連結損益計算書における売上高及び売上原価を構成するSDIの着信課金サービス事業の売上高及び売上原価には、正常ではない取引に基づくものが含まれている可能性がある旨を追加情報として注記し、有価証券報告書等の訂正報告書を提出しました。また、2022年3月期の連結財務諸表の注記に同内容を反映しております。以上のことは、信頼性のある財務報告を実現するための内部統制が十分に機能していなかったことが原因であります。

当社としては、財務報告に係る内部統制の重要性を十分認識し、本委員会の答申書の提言を踏まえ、再発防止策を設定・実行して、内部統制の整備・強化・運用に努めてまいります。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年4月1日 期首 残高	2,358,000	652,887	△1,557,189	△62,196	1,391,501
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			613,330		613,330
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	613,330	-	613,330
2022年3月31日 期末 残高	2,358,000	652,887	△943,859	△62,196	2,004,831

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
2021年4月1日 期首 残高	△5,749	△5,749	1,385,751
連結会計年度中の変動額			
親会社株主に帰属する 当期純利益			613,330
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	5,749	5,749	5,749
連結会計年度中の変動額合計	5,749	5,749	619,079
2022年3月31日 期末 残高	-	-	2,004,831

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

- ・ 連結子会社の数 18社
- ・ 連結子会社の名称
ソフィア総合研究所株式会社
ソフィアデジタル株式会社
株式会社アクア
ルナ調剤株式会社
株式会社サイバービジョンホスティング
有限会社アシスト
株式会社泉州薬局
有限会社コンビメディカル
株式会社平松薬局
有限会社長東薬局
株式会社長東
有限会社三榮
株式会社アルファメディックス
盛徳商事有限会社
有限会社メリーコーポレーション
株式会社アポロン
有限会社わかば薬局
株式会社ソフィアテック
株式会社RetailXは、当連結会計年度において当社が保有する全株式を譲渡したことにより子会社に該当しなくなったため、連結の範囲から除外しております。
前連結会計年度において連結子会社であったSophia Asia-Pacific,Limited及び株式会社エムオーは、当連結会計年度において清算終了したことにより、連結の範囲から除外しております。

(2) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

- ・商品及び製品のうち調剤薬品 主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ・商品及び製品 (調剤薬品除く) 移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社(一部除く)は定率法を採用しております。ただし、一部の国内連結子会社については、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後取得の建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	7～39年
その他	3～15年

ロ. 無形固定資産

(リース資産を除く)

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

- ・所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

イ. 賞与引当金

一部の国内連結子会社は、従業員に支給する賞与に充当するため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

ロ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、4～19年間の定額法により償却を行っております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

一部の国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ. 消費税等の会計処理

免税事業者に該当する連結子会社は、税込方式によっております。

固定資産に係る控除対象外消費税等は投資その他の資産の「その他」に計上し、法人税法に規定する期間により償却しております。

ハ. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

二. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び国内子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

この結果、収益認識会計基準等の適用による当連結会計年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

また、収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」とすることとしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価をもって連結貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「8. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「流動負債」の「預り金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては、「その他」に含めて表示しております。なお、前連結会計年度の「流動負債」の「預り金」は30,327千円、「その他」は100,923千円であります。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「借入手数料」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては、「その他」に含めて表示しております。なお、前連結会計年度の「営業外費用」のうち「借入手数料」は5,180千円、「その他」は5,555千円であります。

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「社宅使用料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度においては区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「営業外収益」のうち「社宅使用料」は2,551千円、「その他」は17,707千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

(1) のれんの評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 3,215,882千円

(うち、調剤薬局及びその周辺事業に係るのれん3,105,090千円)

なお、当連結会計年度に計上したのれんの減損損失はありません。

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、調剤薬局及びその周辺事業において、店舗数拡大によるスケールメリットを得るため、M&Aを事業拡大手法の1つとして実施しております。企業結合により生じたのれんは、M&Aにより取得した子会社又は事業を資金生成単位としてグルーピングし、主に営業損益の継続的な悪化の有無により減損の兆候を識別しております。減損の兆候を識別した場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額がのれんを含む固定資産の帳簿価額を下回った場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その減少額を減損損失として計上しております。

当連結会計年度においては、使用価値を回収可能価額としておりますが、使用価値は、経営環境等の外部情報や、それを踏まえた経営施策等の内部情報を総合的に勘案して策定した事業計画を基礎に将来キャッシュ・フローを見積り、算定しております。当社グループは、予想される将来キャッシュ・フローの見積りに、処方箋枚数や処方箋単価、薬価差益率、薬剤師の人数等の重要な仮定に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しております。なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、2023年3月期以降も当連結会計年度と同程度の影響が継続するとの仮定に基づき反映しております。

これらの見積りに用いた仮定は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、その場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において追加の減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	192,762千円
--------	-----------

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のものおよび将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得し得る課税所得の時期および金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

これらの見積りは将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

665,489千円

6. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

セグメント及び場所	用途	種類	減損損失 (千円)
調剤薬局及びその周辺事業 (埼玉県ふじみ野市)	事業用資産	有形固定資産その他	585
調剤薬局及びその周辺事業 (東京都中野区)	事業用資産	建物及び構築物 有形固定資産その他	1,006 1,695
調剤薬局及びその周辺事業 (神奈川県横浜市)	事業用資産	建物及び構築物 有形固定資産その他	256 816

当社グループは、原則として、事業用資産については、事業セグメントを基礎としてグルーピングを行っており、調剤薬局及びその周辺事業においては、店舗を基準とし、のれんについては、事業または会社を基準にグルーピングしております。また、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

事業用資産については、収益性の低下等により事業用資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度において減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額は、いずれの事業用資産も使用価値に基づく将来キャッシュ・フローの見積りによって算定しており、将来キャッシュ・フローを6.6%で割り引いて算定しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	2,737,720株	一株	一株	2,737,720株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、資金計画等に基づき必要に応じて短期の運転資金等を銀行借入にて調達しております。一時的な余資については主に銀行預金で運用しております。

デリバティブ取引は、金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。

長期貸付金は、主に取引先に対する貸付であり、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内、未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

借入金及び社債は、主に運転資金及びM&A資金に係る資金調達を目的としたものであり、借入金の最終返済期日は最長で決算日後10年、社債の償還日は最長で3年であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（契約先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権については、販売管理規程に従い、主要な取引先ごとに取引開始時における信用調査、期日管理及び残高管理を行い、また貸付金については、当社管理部が貸付先の状況を定期的にモニタリングし、相手先ごとに期日及び残高の管理を行い、財務状況等の悪化による回収懸念等の早期把握により貸倒リスクの軽減を図っております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経理財務部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 長期貸付金 (1年内含む)	74,400		
貸倒引当金 (*2)	△31,675		
	42,725	42,796	71
(2) 敷金及び保証金	124,332	123,045	△1,286
資産計	167,057	165,841	△1,215
(3) 社債 (1年内含む)	149,400	149,400	—
(4) 長期借入金 (1年内含む)	3,718,116	3,713,046	△5,069
(5) リース債務 (1年内含む)	2,676	2,674	△1
負債計	3,870,192	3,865,120	△5,071

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,339,050	—	—	—
売掛金	1,596,644	—	—	—
長期貸付金(*)	2,580	10,320	12,900	16,925
敷金及び保証金	45,507	63,564	3,600	11,660
合計	3,983,782	73,884	16,500	28,585

(*) 長期貸付金のうち、償還予定額が見込めない31,675千円は含めておりません。

(注2) 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
社債	57,200	92,200	—	—
長期借入金	823,763	2,438,181	456,171	—
合計	880,963	2,530,381	456,171	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金 (1年内含む)	－	42,796	－	42,796
敷金及び保証金	－	123,045	－	123,045
資産計	－	165,841	－	165,841
社債 (1年内含む)	－	149,400	－	149,400
長期借入金 (1年内含む)	－	3,713,046	－	3,713,046
リース債務 (短期含む)	－	2,674	－	2,674
負債計	－	3,865,120	－	3,865,120

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期貸付金、並びに敷金及び保証金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により、算定しており、レベル2の時価に分類しております。

また、貸倒懸念債権の時価は、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を基に割引現在価値法により算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要でないためレベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
財又はサービスの種類別の内訳

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	インター ネット関連 事業	通信事業	調剤薬局 及びその 周辺事業	計	
インターネット関連の システム開発	742,770	—	—	742,770	742,770
データセンターの 運用・保守	219,026	—	—	219,026	219,026
不動産事業者向け サービス	253,992	—	—	253,992	253,992
移動通信サービス (MVNO)	—	258,051	—	258,051	258,051
固定通信サービス (FVNO)	—	3,312,019	—	3,312,019	3,312,019
調剤医薬品等の 販売	—	—	6,860,637	6,860,637	6,860,637
その他	693	453	135,477	136,623	136,623
顧客との契約から 生じる収益	1,216,483	3,570,524	6,996,114	11,783,122	11,783,122
外部顧客への売上高	1,216,483	3,570,524	6,996,114	11,783,122	11,783,122

収益の認識時期別の内訳

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	インター ネット関連 事業	通信事業	調剤薬局 及びその 周辺事業	計	
一時点で移転される 財又はサービス	317,190	3,516,364	6,948,727	10,782,282	10,782,282
一定の期間にわたり 移転されるサービス	899,293	54,160	47,386	1,000,840	1,000,840
顧客との契約から 生じる収益	1,216,483	3,570,524	6,996,114	11,783,122	11,783,122
外部顧客への売上高	1,216,483	3,570,524	6,996,114	11,783,122	11,783,122

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①インターネット関連のシステム開発

主に法人向けのシステム開発業務サービスの提供、システムエンジニアリングの派遣サービスの提供を行っております。法人向けのシステム開発業務については、サービスの提供完了の検収時点において、履行義務を充足することから、一時点で収益を認識しています。また、システム開発等に関する役務提供については、一定期間に渡る契約をお客様と締結し、毎月提供する役務内容に基づき収益を認識しています。

②データセンターの運用・保守

主にデータセンターのホスティングサービスやSSL/TLSサーバー証明書発行等サービスの提供を行っております。SSL/TLSサーバー証明書の発行サービスについては、証明書を発行した時点において、履行義務を充足することから、一時点で収益を認識しています。特定の顧客との契約に基づくホスティングサービスについては、サーバーの利用に応じて履行義務を充足することから、その進捗度に応じて収益を認識しています。進捗度の測定は、契約期間に基づいています。

③不動産事業者向けサービス

主に不動産事業者向けHP制作サービスの提供、不動産事業者向けクラウドサービスの提供を行っております。不動産事業者向けHP制作サービス等については、サービスの提供完了の検収時点で履行義務を充足することから、一時点で収益を認識しています。不動産事業者向けクラウドサービスについては、サービスの利用に応じて履行義務を充足することから、その進捗度に応じて収益を認識しています。進捗度の測定は、契約期間に基づいています。

④移動通信サービス(MVNO)

主にSIM、Wifiルーター端末及び各種端末類の販売やWifiレンタルサービスを提供しております。SIM、Wifiルーター端末及び各種端末類の販売については、商品を納品して検収を受けた時点において、履行義務を充足することから、一時点で収益を認識しています。Wifiレンタルサービスについては、Wifiルーターの利用に応じて履行義務を充足することから、その進捗度に応じて収益を認識しています。進捗度の測定は、契約期間に基づいています。

⑤固定通信サービス(FVNO)

主に法人向けの通信回線を提供するサービスを行っております。法人向け通信回線提供サービスについては、通信回線を提供し利用開始したタイミングで履行義務を充足することから、一時点で収益を認識しています。

⑥調剤医薬品等の販売

調剤薬局において、調剤薬品を販売しております。調剤薬品の販売については、調剤医薬品の引渡し時点において履行義務を充足することから、一時点で収益を認識しています。

当社グループの取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれていません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,534,878
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,596,644
契約資産（期首残高）	2,610
契約資産（期末残高）	11,394
契約負債（期首残高）	27,722
契約負債（期末残高）	25,257

②残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社において、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 745円63銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 228円11銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

(特別調査費用等)

2022年6月9日付けの「当社連結子会社役員逮捕について」においてお知らせしましたとおり、当社連結子会社役員が組織犯罪処罰法違反(組織的詐欺)などの疑い(以下「本事件」といいます。)で逮捕されたことを受け、当社において本事件について重く受け止め、本事件の事実関係の調査及び本事件に類似する事象の存否などについて公正かつ適正な調査を行うことを目的として、外部の有識者で構成する独立調査委員会を設置しております。2022年8月12日に答申書を受領し、当該答申を踏まえ、本日、過年度決算の訂正を行いました。これに伴い、独立調査委員会による調査等に要する費用が発生しており、翌連結会計年度以降の決算において計上する予定です。当該費用は現在集計中であり、本書作成日時点での概算額は約130百万円ですが、最終的な計上額は変動する可能性があります。

12. その他の注記

(追加情報)

(着信課金サービスにおける売上高及び売上原価について)

当社は、2022年6月8日に、連結子会社であるソフィアデジタル株式会社(以下「SDI」という。)の役員2名が組織犯罪処罰法違反(組織的詐欺)などの疑いで逮捕されたことを受け、2022年6月17日に、外部の弁護士及び公認会計士からなる独立調査委員会を設置し、事実関係の調査等を進めてまいりました。

電気通信事業者であるキャリア間においては、相互接続協定に基づき、発信番号側のキャリアが着信番号側のキャリアに通話時間に応じてアクセスチャージを支払っています。SDIの着信課金サービス事業では、特定のキャリアから電話番号の割当てを受け、さらに当該電話番号を代理店に割当て、代理店が通話時間の増加につながるコンテンツを提供することで、当該電話番号に対する通話時間を増やし、当該キャリアの受け取るアクセスチャージを増やしてきました。そして、当該アクセスチャージを原資に、SDIはキャリアから通話時間に応じた販売促進手数料を受け取り売上高に計上するとともに、代理店に対しても同じく通話時間に応じた販売促進手数料を支払い売上原価に計上しており、キャリアから受け取る手数料と代理店に支払う手数料の差額がSDIの利益となっていました。

報道によれば、逮捕容疑は、かけ放題プランを利用した「機械呼」によるアクセスチャージを、キャリア、SDI、代理店で分配していたとするものであり、仮にこのような「機械呼」が認定された場合には、当該取引により得た利益の返還の要否が会計上の論点になると考えられました。

しかし、2022年8月12日に、独立調査委員会から答申書を受領し、SDIの着信課金サービス事業において、実際に架電があり通信接続の事実がキャリア及び代理店ともに否定されておらず、かつ既に対価を受領していることに加え、キャリアとSDIとの法律関係においても対価の返還義務が特段認められないことから、当該事業に係る利益について過年度に遡って取り消す必要はないことが示されました。

一方で、通話記録のデータ分析の結果、長時間通話や多頻度通話、連続した発信

番号からの通話といった異常ともいえる極端な傾向を持つデータが多く検出されており、「機械呼」と断定するまでには至っていないものの、正常な企業活動における稼得収益の範疇には含まれない可能性があるため、連結財務諸表にこのような取引に基づく利益が含まれている可能性が内包されていることに関して、説明責任を果たすべく、慎重な検討を行うことが望ましいとの答申がなされました。また、この検討に当たっては、当該収益の表示区分について、引き続き売上高に含めることが妥当か否か、あるいは売上高に含めるとしても、このような可能性が内包されている点に関して追加情報の注記を行うか否かについて考慮する必要があるとされました。

当社としては、当該答申について検討を行い、SDIの着信課金サービス事業の利益を過年度に遡って取り消すことはせず、また、異常なデータが検出されたものの、「機械呼」と断定するまでには至っておらず、仮に取り消しを行うとしても具体的に取り消すべき売上高及び売上原価の金額が算定できないことから、連結損益計算書について特段の修正は行っておりません。

ただし、連結損益計算書における売上高11,783,122千円及び売上原価7,777,802千円を構成する着信課金サービス事業の売上高3,295,356千円及び売上原価2,561,616千円には、上記のような正常ではない取引に基づくものが含まれている可能性があります。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計
2021年4月1日 期首残高	2,358,000	652,986	0	652,987	10,303	△2,335,716	△2,325,412
事業年度中の 変 動 額							
当期純利益						148,557	148,557
事業年度中の 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	148,557	148,557
2022年3月31日 期末残高	2,358,000	652,986	0	652,987	10,303	△2,187,158	△2,176,854

	株 主 資 本		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	
2021年4月1日 期首残高	△62,196	623,378	623,378
事業年度中の 変 動 額			
当期純利益		148,557	148,557
事業年度中の 変 動 額 合 計	—	148,557	148,557
2022年3月31日 期末残高	△62,196	771,936	771,936

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

- | | |
|---|---|
| (1) 資産の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| (2) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産
(リース資産を除く) | 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後取得の建物附属設備については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物附属設備 8～15年 |
| 無形固定資産
(リース資産を除く)
・自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 |
| (3) 引当金の計上基準
貸倒引当金 | 貸付金等の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| (4) 収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点) | 当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。 |
| (5) その他計算書類作成のための基本となる事項 | |
| ① 連結納税制度の適用 | 連結納税制度を適用しております。 |

② 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

この結果、収益認識会計基準等の適用による当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)

第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価をもって貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

(1) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社長期貸付金 2,571,024千円

貸倒引当金 △716,636千円

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、保有する連結子会社向けの貸付金に対して個別に回収可能性を勘案し、回収不能見積額を貸倒引当金として計上しております。

連結子会社の財政状態の悪化により支払能力が低下した場合には、引当金の追加計上することにより、当社の計算書類に影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 38,753千円

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のものおよび将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。

課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得し得る課税所得の時期および金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

これらの見積りは将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,145千円
- (2) 偶発債務
子会社ソフィアデジタル株式会社について下記の債務保証を行っております。
買掛金に対する連帯保証 40千円
子会社ルナ調剤株式会社について下記の債務保証を行っております。
社債契約に対する連帯保証 149,400千円
銀行借入に対する連帯保証 333,000千円
- (3) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）
- ① 短期金銭債権 281,000千円
- ② 短期金銭債務 131,530千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- (1) 営業取引による取引高
- 営業収益 394,700千円
- 一般管理費 21,484千円
- (2) 営業取引以外の取引高 37,630千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	48,950株	一株	一株	48,950株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な内訳

繰延税金資産	(単位：千円)
貸倒引当金繰入超過額	219,468
関係会社株式	152
減損損失	647
繰越欠損金	151,479
その他	6,714
繰延税金資産小計	378,461
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△115,982
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△222,349
評価性引当額	△338,332
繰延税金資産合計	40,129
繰延税金負債	
その他	△1,375
繰延税金負債合計	△1,375
繰延税金資産の純額	38,753

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	(単位：%)
(調整)	30.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△49.3
住民税均等割	1.1
連結納税による影響	△42.3
その他	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△59.4

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(千円)(注5)	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	ソフィア総合研究所(株)	49,900	インターネット関連事業	100.0	兼任1名	経営指導	資金の返済(注2)	100,000	短期借入金	100,000
							利息の支払	3,000	前払利息	1,500
子会社	ソフィアデジタル(株)	10,000	通信事業	100.0	兼任1名	経営指導	経営指導料(注1)	96,000	—	—
							配当金の受取	150,000	—	—
							資金の返済	200,000	—	—
							利息の支払	3,000	—	—
子会社	ルナ調剤(株)	99,000	調剤薬局及びその周辺事業	100.0	兼任3名	経営指導	経営指導料(注1)	72,000	—	—
							利息の受取	30,889	前受利息	74
							資金の貸付(注3)	50,000	関係会社長期貸付金	2,571,024
							資金の回収	355,992		
							債務保証(注4)	482,400	—	—
子会社	(株)長東	10,000	調剤薬局及びその周辺事業	100.0	兼任1名	経営指導	資金の貸付(注3)	50,000	短期貸付金	50,000
							利息の受取	20	—	—

(注1) 経営指導料は、グループ会社経営支援のための当社の必要経費並びに業務内容を勘案し決定しております。

(注2) ソフィア総合研究所株式会社からの資金の借り入れについては、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間1年の一括返済となっております。

(注3) ルナ調剤株式会社及び株式会社長東に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件はその都度協議し決定しております。ルナ調剤株式会社への貸付金に対しては当事業年度で貸倒引当金戻入額56,293千円を営業外収益に計上し、716,636千円の貸倒引当金を計上しております。

(注4) ルナ調剤株式会社の社債の発行及び金融機関からの借入金について、当社が債務保証を行っているものであります。なお、保証料の受領はありません。

(注5) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

経営指導サービス

子会社との契約内容に応じた受託業務の提供を行っております。経営指導サービスは、一定期間に渡る契約を子会社と締結し、毎月提供する役務内容に基づき収益を認識しています。

当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれていません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	287円10銭
(2) 1株当たり当期純利益	55円25銭

11. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「11. 重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、記載を省略しております。